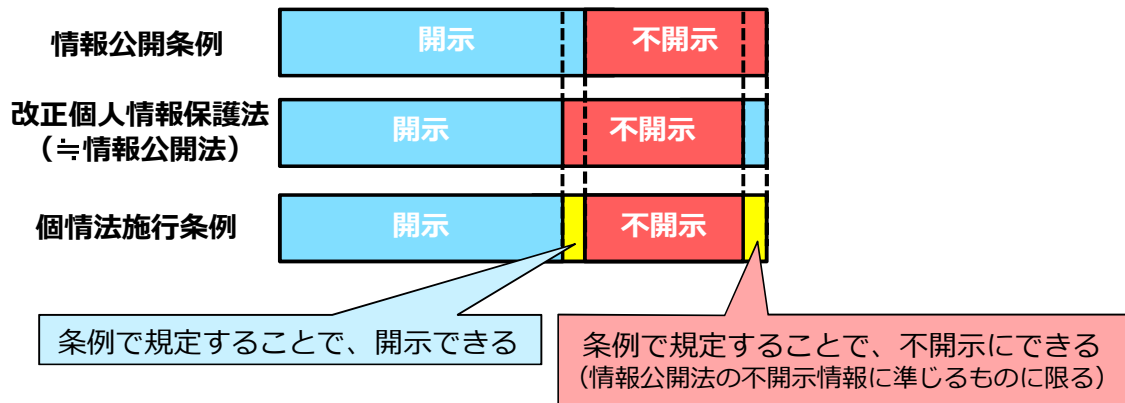
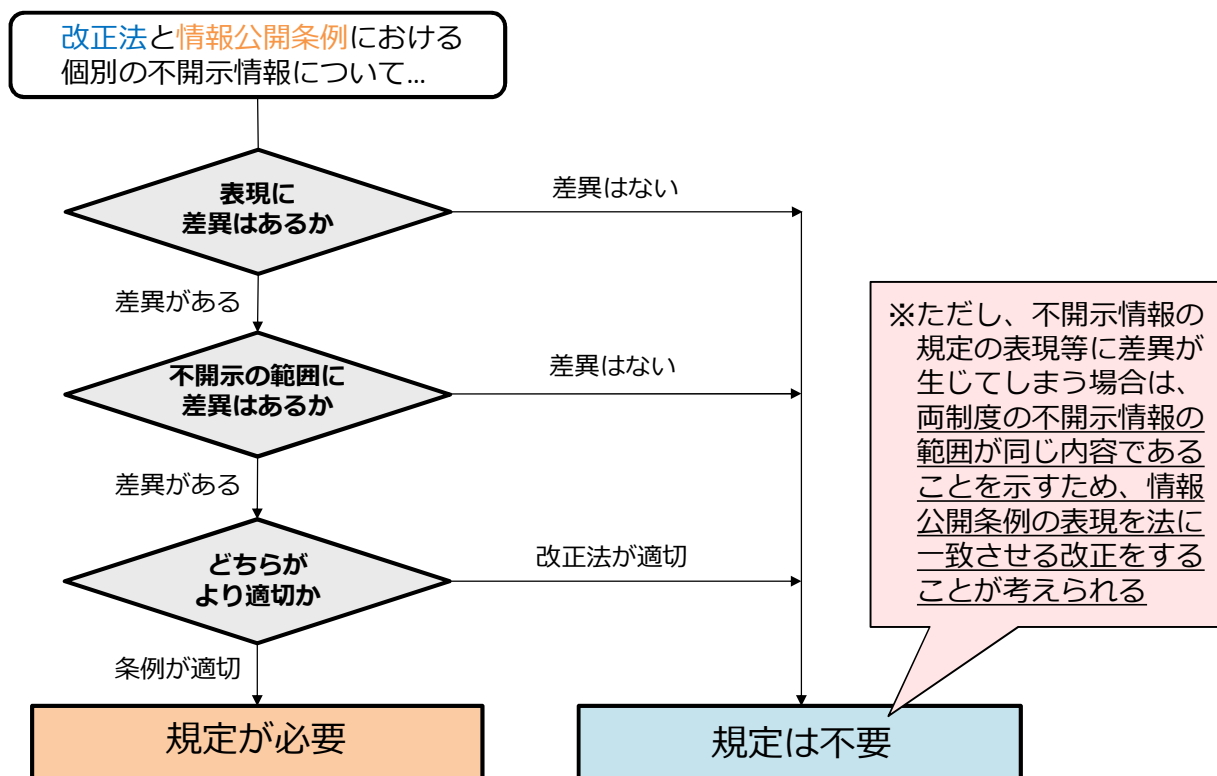


# 不開示情報に関する特別の規定

- 個人情報保護制度と情報公開制度は、密接に関わり合っており、改正個人情報保護法における不開示情報の範囲は、情報公開法のそれと一致するように、整合が図られている。
- しかし、各自治体の情報公開条例とは必ずしも一致していない場合がある。
- そこで改正法は、**改正法と情報公開条例で不開示情報の範囲が異なる場合に、**両制度の整合性を確保するための規定をおくことができるものとした。



## 規定の要否検討フロー図



## 不開示情報 (1)特定個人を識別できる情報

### ○改正法と条例の表現上の相違点

| 個人に関する情報の内容 |              | 改正法 | 条例  |
|-------------|--------------|-----|-----|
| 特定個人を識別できる  | 通常他人に知られたくない | 不開示 | 不開示 |
|             | 通常他人に知られてもよい | 不開示 | 開示  |

### ○個人に関する情報に係る「個人識別型」と「プライバシー型」

| 個人識別型   | プライバシー型  |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>個人が識別される情報は不開示とする</li> <li>その上で、個人の権利利益を害しないような法令・慣行により知ることができる情報等は、例外的に開示する</li> <li>プライバシー型で「通常他人に知られたくない情報」ではないとして開示されるものは、個人識別型でもこの例外に該当することもある（個人情報保護委員会の回答）</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>個人が識別される情報のうち、「通常他人に知られたくない情報」を不開示とする</li> <li>不開示の範囲が必要以上に広がらない</li> <li>一方、プライバシーの概念が必ずしも明確ではなく、個人の価値観によってその範囲につき見解が分かれることが少なくなく、制度の安定的運用が困難と懸念されている（新・情報公開法の逐条解説p.75）</li> </ul> |

## 不開示情報 (1)特定個人を識別できる情報

| 法令の解釈等   | 本市での検討  |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>改正法はいわゆる「個人識別型」を採用</li> <li>個人識別型においても、個人の権利利益を害さなかったり、公益が上回ると認められるもの（公知の情報、生命等保護のための情報、公務員の職務遂行情報）については、例外的に開示される</li> <li>「通常他人に知られたくない情報」ではないものは、個人識別型においても、上記の例外に該当し得る</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>条例はいわゆる「プライバシー型」を採用</li> <li>改正法に従うと、個人が識別された時点で不開示となるため、形式的には不開示の範囲が広がるように見える</li> <li>しかし、国によれば、「通常他人に知られたくない情報」ではない情報は、例外的に開示される情報（特に法令・慣行によって知られ得る情報）に該当し得るとされており、本市の運用とも相反するものではない</li> <li>したがって、改正法に規定する情報を不開示情報としても、これまでの不開示情報の範囲と実質的に異なる</li> </ul> |

案



特定個人を識別できる情報のうち、「通常他人に知られたくない」とは認められない情報について、これを特別に開示することとする規定はおく必要がない。

## 不開示情報 (2)特定個人を識別できない情報

### ○改正法と条例の表現上の相違点

| 個人に関する情報の内容 |                  | 改正法 | 条例 |
|-------------|------------------|-----|----|
| 特定個人を識別できない | なお権利利益を害するおそれがある | 不開示 | 開示 |
|             | 権利利益を害するおそれがない   | 開示  | 開示 |

### ○改正法の趣旨

個人の人格と密接に関連する情報（思想、心身の状況等に関する記述等）は、当該個人がその流通をコントロールするべきであり、その他開示すれば財産権等を害するおそれのある情報（未発表の著作物・アイデア等）が存在する。

### ○国、他自治体の答申による具体例

| 個人に関する情報の内容              | 判断  | 理由  |
|--------------------------|-----|---|
| 生活保護受給者に対する是正改善措置状況（横浜市） | 不開示 | 家族構成、病気・障害の症状、求職状況等の生活実態に踏み込んだ詳細な内容であり、他者に知られた際の精神的苦痛を受けるおそれを否定できないため |
| 特定の地域・業種の者に関する所得の分布状況等   | 開示  | 当該分布状況等を明らかにしても、特定の業種の者の経営状態や収入等が推測されるものではないため                        |

## 不開示情報 (2)特定個人を識別できない情報

**法令の解釈等**

- 個人の人格と密接に関連した思想や心身の状況等を表現するもの等については、特定個人が識別できない場合でも、本人にとっては開示されることによってはなお権利利益を害するおそれがあるため、不開示となる
- その他、未発表の著作物・アイデア等のような、開示すれば財産権等を害するおそれのある情報についても、同様とされる

**本市での検討**

- 特定個人が識別できない情報は、現在の条例では、個人に関する不開示情報ではない
- しかし、個人の人格と密接に関連した思想や心身の状況等を表現するもの等を市が公表したとすれば、当該個人を含めた関係者等から、今後の情報提供や事業への協力を拒否されること等が想定される
- すると、そのような情報は、市の事務事業に支障が生じるおそれがあるとして、現在の条例の規定においても不開示とされる
- したがって、当該情報を不開示情報として扱っても、これまでの不開示情報の範囲と実質的に異ならない

**案** → 特定個人を識別できない情報について、これを特別に開示することとする規定はおく必要がない。

## 不開示情報 (3)職務遂行に関する公務員の氏名

## ○改正法と条例の表現上の相違点

| 個人に関する情報の内容      |        | 改正法 | 条例   |
|------------------|--------|-----|------|
| 公務員の職務遂行に関する個人情報 | 職      | 開示  | 開示   |
|                  | 氏名     | 不開示 | 開示 ※ |
|                  | 職務遂行内容 | 開示  | 開示   |

※生命、健康又は生活が不当に侵害されるおそれがある場合は不開示

## ○改正法及び情報公開法における公務員の氏名の取扱い

「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて」(H17.8.3)

その所属する職員...の職務遂行に係る情報に含まれる当該職員の氏名は、**特段の支障の生ずるおそれがある場合を除き、公にするものとする。**

なお、特段の支障の生ずるおそれがある場合とは、以下の場合をいう。

- ①氏名を公にすることにより情報公開法第5条第2号から第6号までに掲げる不開示情報を公にすることとなるような場合
- ②氏名を公にすることにより個人の権利利益を害することとなる場合

## 不開示情報 (3)職務遂行に関する公務員の氏名

## 法令の解釈等

- 公務員の氏名を開示することを明記していない
- しかし、法の運用として、職務遂行に係る情報に含まれる公務員の氏名は、特段の支障の生じるおそれがある場合を除き、公にするものとされており、「公にすることが(知ることが)予定されている情報」として、開示される(国申合せ、Q&A5-4-4)
- この場合の「特段の支障」には、「氏名を公にすることにより個人の権利利益を害することとなる場合」が含まれている

## 本市での検討

- 職務遂行に係る情報に含まれる公務員の氏名は、生命、健康又は生活が不当に侵害されるおそれがある場合を除いて、例外的に開示されることが明記されている
- そして、改正法の規定によっても、左欄に掲げた解釈に従えば、上記と同様の開示/不開示の判断が行われることになる
- したがって、これまでの不開示情報の範囲と実質的に異ならないものになる

案



職務遂行に係る情報に含まれる公務員の氏名について、これを特別に開示することとする規定はおく必要がない。

## 不開示情報 (4)法人等から非公表を条件に得た情報

## ○改正法と条例の表現上の相違点

| 法人に関する情報の内容                  |                     | 改正法 | 条例 |
|------------------------------|---------------------|-----|----|
| 行政機関等の要請を受け非公表を条件に任意で提供されたもの | 当該条件を付することが合理的であるもの | 不開示 | 開示 |
|                              | 当該条件を付することが合理的でないもの | 開示  | 開示 |

## ○改正法における不開示の要件のポイント

- ①「行政機関等の要請を受けて」 ②「任意で」 ③「合理的」

## ○国、他自治体の答申による具体例

| 法人に関する情報の内容                             | 判断  | 理由  |
|---|-----|---|
| 県の不適正経理に関する全庁調査のため、事業者に提出を求めた得意先元帳（茨城県） | 不開示 | 提出があったという事実だけで不適正経理に関わりがあると疑われ、当該事業者の名誉、信用、社会的評価等が損なわれるおそれがある等のため |
| 労働基準法違反に関する再発防止対策書                      | 開示  | 法令に根拠のあるものではないが、長年にわたり行政指導の一環として提出させていた実態があるため                    |

## 不開示情報 (4)法人等から非公表を条件に得た情報

| 法令の解釈等  | 本市での検討  |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>「行政機関等の要請に基づき」「任意で」提供されたものが対象になり、法令による報告、命令等に基づくものは含まない</li> <li>「合理的」か否かについては、<u>当該法人等において開示しないとしている通例があるだけでは足りず、業界における通常</u>の取扱いなどを考慮する（事務対応ガイドp.209）</li> <li>非公表とした情報を開示すると、当該法人等を含めた者から<u>今後の協力が得られず、事務又は事業に支障を生ずるおそれがある</u>（「新・情報公開法の逐条解説」 p.102）</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>情報公開条例には、当該規定が存在しない</li> <li>しかし、ある業界で非公表とされる情報は、通常公表されれば法人の権利利益を害するものと考えられ、その場合は現在の情報公開条例の規定でも不開示とされる</li> <li>また、市の事務事業に支障が生ずるおそれがあるときも、同じように不開示とされる</li> <li>したがって、当該情報を不開示情報として扱っても、これまでの不開示情報の範囲と実質的にはほぼ異なるものになると考えられる</li> </ul> |



法人等から非公表を条件に得た情報について、これを特別に開示することとする規定はおく必要がない。